

第29回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日 時 令和7年（2025年）1月28日（火）午後4時30分～6時30分
2. 場 所 国立市役所3階 第1・2会議室
3. 出席者 委員9名
委員 炭谷会長、大島委員、押田委員、神田委員、小島委員、只野委員、韓委員
三井委員、呂委員
事務局 4名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木室長補佐、桑代主任）

【炭谷会長】 これより第29回審議会を開始します。本日は、市民意識調査の結果がまとまったということですので、その内容を踏まえまして議論していきたいと思います。まず、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 調査結果のご説明に入る前に、今後のスケジュールを簡単に確認させていただきます。答申に向けたご審議につきましては、本日の審議会を含め残り5回の予定となっております。今年度中ですと3月に1回、4月以降3回の計5回となります。それでは、市民意識調査の結果がまとまりましたのでご報告させていただきます。お配りしている冊子または事前に郵送している印刷した報告書、どちらも同じものになりますのでどちらかをご覧いただければと思っております。なお、この報告書については、最近このような形としてとりまとめたばかりであり、まだ内容について市の方で個々の詳細な分析ができていないところです。ですので、内容を分析した結果としての報告ではなく、報告書に記載されている内容ベースでのご報告となりますのでそのような報告としてお聞きいただければと思います。

まず報告書の作りですが、はじめに概要がありまして、その中の1番目に18歳以上対象の結果、2番目に12歳～14歳の結果、3番目に15歳～17歳の結果と並んでいます。それ以降については、調査票や個々の単純集計の結果を列挙している付録的な位置付けのページとなります。はじめに3ページ目の調査概要の部分ですが、今回、18歳以上の市民3,000人、12歳～14歳500人、15歳～17歳500人、計4,000人の市民に対して調査を行ったということを記載しています。5ページ目に回収率の記載がありますが、今回、18歳以上は29.4%となっています。欲を言うともう少し欲しかったなというところがありますが、分量も少し多く内容也多岐にわたったというのが少し原因かなと思っています。また、子ども調査については、それぞれ大人より若干低い回収率となっているところです。その次、報告書の見方という部分の記載ですが、今回、設問の中に「その他」の選択肢がある項目がいくつかございました。その場合、自由記述欄を設けておりまして、そこに様々回答をいただいています。基本的には全てを掲載していますが、一部、個人や場所を特定できてしまう表現の記載がありましたので、その部分のみ特定できない記載ぶりに修正させていただいて掲載をしています。9ページ目から実際の調査結果となります。回答者の男女比については、今年1月1日時点の国立市人口の男女比とさほど変わらない比率となっています。回答者の年代については、次のページのとおりです。各年代の調査対象者のうちで、実際どのぐらいの方が回答いただいたかという比率も出していますが、一番多かったのは、65歳～69歳の年代の方々のうち42.8%の方がご回答いただいたという状況です。右側には構成比という数値も載せていますが、これは、回答者全体を100%としたときに、各年代の回答の構成比率を出したものでして、この見方をすると一番多いのは、55歳～59歳の方々の12%という数値が一番高くなっております。次の居住年数についてはご覧のとおりです。問5は、国立市が人権・多様性・平和のまちだと思うかどうかの設問でして、「思う」と回答した方が25.8%、「どちらかと思う」という方が60.8%、合わせて86.6%の方が思うという方向の回答をされている、こういった見方ができる図となっています。またその下には、男女別の結果を示しています。次の15ページ目は、今の設問を居住年数別でみた内容となります。居住歴1年未満の方だと36.1%の方が人権・多様性・平和のまちだと思っているという結果ですが、居住歴が長くなってくると、その割合が少し減少してくるという見方ができるかと思っています。なお、その下には、参考データとして東京都が行っている人権に関する調査のうち、「あなたは今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか」という設問の結果を掲載しています。あくまで都の調査は「今の日本は」ということで、市の設問とは範囲が異なることから単純に比較はできませんが、都の状況としてはそこに示

すような状態ということでご覧いただければと思います。続きまして16ページ、市の条例や国のいわゆる差別解消三法の認知度の結果となります。次の17ページはその居住年数別の結果となります。次の18～20ページは、国の法律の認知度となります。次の21ページは、差別や偏見、人権侵害についてあなたはどのように考えますかという設問になります。「差別や偏見、人権侵害は存在しないと思う」と回答した方が全体で4.2%ほどいらっしゃると、そういう見方ができる図となっています。この結果と、先ほどの、人権・多様性・平和のまちだと思うかという設問の結果をクロス集計したものが次の図となります。人権・多様性・平和のまちだと思うと答えた方の中で、4.7%の方が差別は存在しないと思うと回答している、そういった見方ができる図になっております。続きまして23ページ問8、教育・啓発についての設問ですが、どういった手段が効果的だと思うかといった問に対して、「学校における人権教室の実施など子どもに対する取組」と回答した方が一番多かった選択肢となります。27ページ目からは、調査票で一番分量が多かった部分ですが、各人権課題の認知度を45ページまで図で示しています。それぞれ細かい説明は割愛させていただきますが、45ページには各項目の全体部分の数値を一覧化した図を掲載しています。次46ページ目、差別や偏見、人権侵害を見聞きした経験についての設問ですが、6割程の方が、そういった経験が「ある」と回答されています。ではそれはどのような情報媒体だったかというのが次ページですが、テレビやラジオ、それからインターネットで見たという方々、あとはSNS関係ですね、そういった内容が多くなっているようです。次49ページ目、日常生活で見聞きした情報への対応ということでの設問ですが、9割弱の方々が、報道等で正確な情報が確認できるまでは信用しないという回答をしていますけれども、ネットの書き込みや人から聞いたことをそのまま信じてしまうという方々も一定数いらっしゃいます。ある意味正直な回答の部分ではないかとも思います。51ページ目までは、この項目の「その他」意見の自由記述を列挙しています。次52ページ、直近5年間で実際に差別や人権侵害を受けた経験があるかの設問ですが、11.1%の方が、こういった経験をされたことが実際あるという回答をしています。ちなみに次のページに内閣府が行った調査結果を参考として載せていますが、約3割の方がそういった経験があると回答しているようです、ただし市の調査は「最近5年間」という範囲での設問ですので、これも単純比較はできないものとなります。続きまして54ページです。先ほどの設問で、「ある」と回答した方々について、それは実際どういったことだったのかというのを少し掘り下げている設問です。一番多かったのはハラスメント問題で、それから女性の人権に関すること、職業に関連した人権に関することといった順で並んでおります。その次55ページ、それはどういったところで受けたのかと言うことで、市内だったのか、それとも市外だったのか、またインターネット上なのかということも聞いていまして、結果を見ていただきますと、インターネット上という方も一定数いらっしゃいますし、市内という方もいらっしゃるというような状況となっています。続きまして56ページ目、人権が侵害された場合の対応ということで、もし自身の人権が侵害された場合どのように対応するかという設問ですが、家族や知合いなど身近な人に相談するという回答の人が58%と一番多く、次に市役所や法務局など公的機関に相談すると言った方々、それから民間の相談窓口や弁護士に相談するといった方という順になっています。次59ページは、学校教育以外の場で人権に関する研修を受けたり、イベントに参加したことがあるかという設問です。いずれも低い結果でして、学校教育以外の場ではそういったことはないと答える方が一番多い。あと、「わからない」と回答する割合が多いというのが特徴かと思います。次60ページは、今の設問と、職業別、それから差別や偏見、人権侵害についての考え方の回答とのクロス集計を行った図となります。職業別で見ると、正規職員、非正規職員とで若干ですがその差があるということが見ていただけるかと思います。また、差別や偏見、人権侵害についての考えとのクロス集計につきましては、そういったものは存在しないという回答した方でも、研修は受けていらっしゃる状況となっています。n数が少ない項目も多いので、あくまで参考値としてご覧いただく部分にもなりますけれども、そういった傾向が見てとれるかと思います。続く61ページ目から、相談窓口の認知度ということで、市が行っているもの、法務局などが行っているものをいくつか聞いていますが、総じて特に市の窓口についても認知度が低い結果となっています。71ページ目に全体の一覧を示しています。次72ページの問18、相談方法として最も相談しやすいと思うのはどういったものかという設問ですが、各年代によってやはりその回答は異なる部分も多くですが、若い世代でも電話や書面ということを望む方が一定数いらっしゃる状況となっています。次74ページ目、人権侵害が起こらないために必要な取り組みはどういったことだと思うかという設問です。一番回答が多かったのは、学校教育におけ

る人権教育の一層の充実という選択肢です。次にインターネット上の誹謗中傷を監視する取組、いわゆるモニタリングをはじめている自治体も増えてきていますがそういったものが必要だと。それから3番目に職場の従業員や経営者に対する人権研修が必要だとういった結果となっています。ちなみに、加害者に対しての罰則を科すためのルール化、これが必要だという方が4割程いらっしゃる、そういう結果となっています。次77ページ目、市内で不足していると思う人権に配慮した環境整備に関する設問です。最も多かったのはバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進が不足しているという回答。その次に、災害時や感染症の流行時においての真偽の定かでない情報を安易に信用しない、そういった行動をとるための市からの周知啓発が不足しているとの結果となっています。あとは地域コミュニティですね、様々な方々が集って、不安や悩みを共有解決するようなコミュニティの場はまだ不足しているのではないかとというご意見をいただきます。次80ページ、今の設問と差別や人権侵害を受けた経験の有無とのクロス集計です。「ある」と回答した方で、一番不足していると考えているものは何かというものを見る図となりますが、バリアフリーやユニバーサルデザイン化の推進、それから、働きたいけれども様々な事情や状況で働きづらさを抱える方々が、地域でともに就労して喜びを感じられる機会、そういったところがまだまだ足りないのではないかとという結果となっています。なお、差別等の経験が「ない」と回答した方で、不足する環境整備の回答が「わからない」が3割いらっしゃるということも、ポイントの1つかと思っています。次81ページ目、ここからは平和関係の設問にすることが83ページまで続いています。総じて認知度が低い状況となっています。次84ページ、参加してみたいと思う平和の取組についてです。次87ページが大人調査の最後の設問で、市が特に力を入れるべきものに関する設問ですが、学校教内外での子どもたちへの人権・平和に関する教育の充実という回答が最も多くなっています。

説明が長くなり恐縮ですが、続いて、子どもの調査、まず12歳～14歳区分の結果となります。作りとしては、大人と異なる設問もありますが、多くは同じ内容となっていますので、ざっとご説明できればと思います。93ページ目、人権・多様性・平和のまちだとかどうかを子ども調査でも聞いていまして、大人の結果と同じような結果となっています。次97ページ目、教育・啓発活動についての効果的な手段ですが、ここも大人調査の傾向と一緒に、子どもたち自身も学校教育での取組が必要だと考えていることがわかる結果となっています。それからSNS関係も多くなっているのが1つ特徴かとも思います。次98ページ目、各人権課題の認知度を聞いておりますが、一覧したものが107ページの図となります。次108ページ目、直近5年で差別や偏見、そういったものを見たり聞いたりしたことがあるかという設問ですが、約半数の子どもたちが、そういったものを見たことがあると回答しています。次109ページ目、ではどこで見聞きしたかという設問ですが、インターネット上、学校といった回答が多くなっています。110ページ目、日常生活においてそういった情報に触れたときにどうするかという設問ですが、報道等で正確な情報は確認できるまでは信用しないという方が74%となっていますが、そのまま信じてしまうよという素直な意見も一定数でています。次は差別や人権侵害を受けた経験ですが、子ども調査の場合は少し聞き方を変えて調査しており、111ページに掲載のとおりとなっています。113ページ目、もしそういった経験をしたときに相談できる相手はいますかという設問ですが、家族や親戚という答えが一番多くなっていますが、そういった相談できる相手が全くいないという選択肢を選んでいる数も一定数あります。115ページ、学校教育以外での研修・イベント参加の有無ですが、学校教育以外の場ではそういった経験はないという方々が約半数となっています。次ページから相談窓口の認知度となります。大人調査とおおかた同様の結果となっていますが、オンブズマンの認知度が少し高くなっているのが特徴としてあります。122ページ目は相談しやすい方法に関する設問で、SNS相談の割合が高くなっていますが、この世代の子どもたちはスマートフォンを持たない方も一定数いらっしゃるかと思いますので、そういった理由で「書面」や「電話」という回答も一定数いるのかなと考えています。123ページからは平和の設問でして、最後126ページ目、市が特に力を入れるというのはどんなことだと思うかの設問については、学校での教育が重要だという回答を子ども自身も多くしているという結果となっています。128ページ目からは、15歳～17歳の子どもたちに対する調査の結果になりますが、大人調査と12歳～14歳調査と同様の作りとなっています。

委員の皆様には、参考として参考資料1・2を配布していますので、簡単にご説明いたします。今回、市民意識調査と同時期に、市内に在所する事業所を対象とした意識調査も実施しまして、その結果の概要が参考資料1となります。また、参考資料2は職員に対して行った意識調査の結

果の概要となります。推進計画に関してご審議いただく際の参考として示しておりますが、あくまで対外的に公表する前提で行った調査ではなく、審議に必要な資料として今回皆様に配布しているものとなりますので、取扱にはご留意いただければと思います。説明が大変長くなり申し訳ございません。

【炭谷会長】 大変重要な調査で、気になるポイントもいくつかあったかと思います。ここで10分間の休憩を行います。

—休憩—

【炭谷会長】 審議を再開します。先ほど事務局から調査結果の説明がありました。大変分量も多い内容ですが、重要な内容が含まれた調査結果となっています。この結果を受けて、推進計画にどのように盛り込んでいくか、また、推進計画との関連がなくてもですね、この部分は注目すべきじゃないか、そういったことを皆さま方からご発言いただければと思います。

【大島委員】 こういった調査ものを分析するときに、どうしても自分の期待値みたいなものが、あるいは関心事と言うのですかね、そういうのが入ってきてしまう。どういうふうに見るかっていうところで差が出てしまうと思うのですが、これは僕の全く個人的な考えなのですが、総じて、僕が期待したより結果は良かったのではないかなという気がいたします。個々に見ればいろいろありますが、僕は正直あまり期待してなかったのも、個々に見ればいろいろあるのがわかるのですけど、国立市の市民レベルは高いのではないかなとまず感じました。次に、どうしても取り上げなければいけないのは、やはりインターネット、SNSの話というのは突出して出てきている。やっぱりその部分というのは、いろんな意味で今後のことも含めて取り上げざるをえないと思います。どう取り上げるかはいろいろあると思いますけど、やらなければいけない。それからもう1つは、学校にいろんなものが偏っている。学校以外でできないのかっていう、そういうことになってしまうのではないかなと思います。学校への期待値が高いのはいいのですけれども、それでそれじゃ学校で全部やればいいのかっていう、そういうことではないのではないかなと思います。では職場は何やっているんだっていう、逆にそういうのがここで出ちゃうなという気がします。全部学校に任せているというところの方がよっぽど問題で、むしろ各職場で大人の方がきっちりやるっていうのが大事なんじゃないのかな。それからクロス集計についての結果も見ましたが、各人権課題に対しては、どの課題を中心にするというのは基本的には無いと思います。満遍なくやってかなきゃいけない。そういう結果として読めるかなと思います。それから人権月間の認知度など、やっぱり取り上げざるを得ない。どう改善するかっていうのはやっぱりやってかなきゃいけないなっていうふうに思いました。あとは、この集計もので、割合が高いところから傾向として見てしまう傾向があるのですが、全く逆なものもある。例えば、どういったところに相談するかっていうような設問があったと思うのですが、あれはむしろ、相談する場所がないと回答している確か5%ちょっとぐらいの方。そのくらいの方が、現場で相談できない理由がある。その部分に焦点を当てる、つまり逆から読むようなことをやらないといけない項目があるなというふうに思いました。

【押田委員】 まだ詳細に結果を見ることができていないのですが、全体としては、まず回収率3割ということについて、正直もっと少ないのではと思っていたのでそこはよかったなという印象です。その中で、やはり学校以外で人権について学んでいない、学ぶ機会がほとんどないというのが、大人調査からも子ども調査からも明らかだと思います。そういう意味では、やはり学校に対する働きかけというのはもっともっとしっかりやっていかなくちゃいけないのかなっていうのが率直な感想です。そして、単に人権課題を知っているということではなく、中身をちゃんと皆さんに知っていただくような、そういう周知というのをあらゆる機会を通してやる必要があるかなというふうに思います。それと、今後市に求める内容として、人権侵害とか課題に対してやっぱりそれを救済するということが多かったかと思います。どう救済するのか、様々な罰則も含めてですね、それを指摘している声はかなり多いなと率直に思いました。これについてもちゃんと私たちも自分たちの課題としてやっていく必要があるなっていうふうに強く思ったところです。それからもう1点、参考として配布された資料ですけれども、職員の回答率が非常に低いなと感じました。ソーシャル・インクルージョンのまちとしてこの間ずっと人権施策なんかも取り組んできた。そういう中で職員の方の意識レベルとしてもかなり上がってきているのではないかなというのが率直な期待なのですが、この回答率の低さは何なのかなと。この辺はちょっと市としての取り組みの課題が大きくあるのではないかなというのが率直な印象です。

【炭谷会長】 今回の市の職員の方の回答率が低いという点、そして結果の中身もちょっと残念だなと私も思ったしです。

【事務局】 今回、こういった職員の意識調査、特に人権に特化した内容の調査というのは初めて行ったものとなります。回答率のところご指摘いただいておりますが、参考資料の1ページ目に記載していますが、全体としては回収率が低いという状況がありますが、その内訳をみていただきますと、正規職員と会計年度任用職員という大きく2つの形がございまして、正規職員については、半数以上が回答しているという状況があります。一方で、会計年度任用職員の方々が少なかったというところがありますが、正規職員のように一人1台ずつパソコンがなかったりするものですから、そういった方々は紙を印刷して手書きで回答するといったことが必要となります。こういったこともありまして、うまく回収率が上がらなかったという課題があったと認識しております。また、公表についての考え方ですが、今回、率直な意見を回答してもらいたいという気持ちもありましたので、自由意見欄も設けました。そこにはかなり個別的な内容を書かれた職員もいまして、今回そういった内容の公表を考えると、非常に、本音ベースの部分もあることから、この審議会限りで審議の参考としての位置付けでお配りするという対応させていただいております。また事業所につきましては、数は少なかったですが、一部、今後市とのつながりを持っただけそうな企業さんも回答いただけています。ぜひそういった企業さんへは、ぜひこちらからアプローチして、研修だったり様々な啓発活動というところで一緒に何か発展できないかと思っております。まずはそのスタートラインという形で今回調査を位置付け行ったところ です。

【神田委員】 私はやはりインターネットの人権が気になったのでその部分を重点的に見ました。各人権課題の認知度の部分で、大人も子どもも一番認知度が高いのがインターネットの人権問題だという結果ですが、これは、自分が被害を受けたからなのか、それとも一日中ずっとネットを見ているからなのかどっちなのだろうと。そういうことで次に見たのが54ページなのですが、差別を受けた内容としてインターネットと回答している割合は非常に少ない。そうすると、自分が被害を受けた人というのは、インターネットの人権被害を受けた人は少なく、インターネットの人権侵害を見ているだけなのだろうかというふうに思いまして、次の55ページを見たところですね、ハラスメント問題に関することでのインターネットで被害を受けたというのが11%、女性の人権に関することで被害を受けたその状況がインターネット15%とか、インターネット上の数字が載っています。この結果を考えますと、この左側54ページのインターネット5.1%というのは、プロパーと言いますか、インターネット上での人権侵害という事例のみで、例えばインターネットで女性の人権侵害というものについては、54ページ上の女性の人権の回答のところに入っているのかなと考えたところです。結局、いろんなことがインターネットで人権侵害として行われていると、被害を受けているということがおそらく言えるのだろうというところを54・55ページあたりを見て思いました。他方で、今は先ほど意見があったように、学校教育に頼りすぎなのではないかといったご意見あったかと思いますが、私もまさに学校教育ばかりだなと感じたしで、これだけみんなインターネットの人権侵害は認知度が高く、他方でインターネット上で被害を受けている人も多し。もうみんなインターネット見ているんだというのが前提にあるのであればですね、インターネットを活用した啓発活動とか教育活動というのはやってもいいのだろうというふうに考えました。さらには、東京都や法務局なんかではインターネットを活用した人権相談というのがあるように、国立市での人権相談というものについてもインターネットを活用する、そういったサービスを試みたらどうだろうかというようなことを考えていただい ます。

【三井委員】 学校の方にももう少し期待したいという気持ちがあります。きちっと低学年から含めて、何かしていかなきゃいけないんじゃないかと。部落差別の認知度などすごく少ないように感じます。やっぱり学校が社会の反映みたいなのがすごくあるような気がする。

【小島委員】 いろいろな工夫が大事だと思います。そして職員意識調査については、やはりこれは厳しい状況だなというふうに思いました。20代以下の数がすごく少ない。そういった危惧するところでありまして、国立市の人権行政の取組の熱意が、職員全体に行き届いてないのかなと。これについてはしっかりと把握して、この推進計画に具体的にできるだけ職員の意識向上に向けて策定していく必要があると思います。それから、事業所対象の調査についても、回答数は低調ですけども、回答に協力したということがまずは評価できて重要なのではないかなとも思います。こういうところは大事にして、やはり推進計画に反映していければよいかなと思います。それ

から、市民調査の中で各人権課題の認知度があるわけですが、部落差別について知っているという回答した人は相対的に低い状況にあるわけですが、知らないからということで差別しないというわけではない。東京都の意識調査では、結婚相手が被差別部落出身者だった場合に、自分の意思を通して結婚するというふうに回答した人がおよそ4割にとどまった。今回のこの市民調査の中でも、実際に部落差別を経験したというふうに回答している回答もありますし、職員調査の中でも、過去5年間ですが、業務において何らかの経験をしたというふうに現れているわけですから、そうした中で、やはり差別の実態というものをとらえていきたいというふうに思います。被差別部落の出身者については、世間から何かしら異質な存在として忌避されこれが固定化されていると、それで差別につながる、そういう現実があると思うのですが、その不合理な部落差別については、やはり至急積極的に教育・啓発を進めていく必要があるというふうに思います。とりわけ子どもの調査の方で、やはり低い数字が現れているわけですが、やはり学校教育については重要性があると思っています。誤った知識を得る前に学校教育でやるのが大事。教科書的には、歴史・公民でいろいろ最近では取り扱う若干のケースもあるようですが、やはりそれ以上の充実した取組というものが求められているのではないかとこのように思います。

【只野委員】 私の感想としても、国立市民の方はやはり意識の高い方が多いかなとこの印象です。項目によっては随分ばらつきがありますので、ここはここで課題なのかなと思うのですが、回答率が3割ですかね、結構大変な調査でどこまで答えていただけるかという話もこの場で少し出ていたかと思いますが、それなりにやはり関心の高い方がきちんと答えていただいているところがあるかなと思いました。もう1つは、いまだ少し比較対象になるものがあると、もう少し細かくわかるのかなという感じもしまして、内閣府とか東京都含め、他の自治体でも比較できそうなものがあればぜひ比較していただきたいと思います。また、個別的な意見になりますが、やはり意識付けみたいなのも大事だけれども、実際に差別とか権利侵害に直面したときに、どこが受けとめるのかというのはすごく大事なかなと思っています。今回の結果を見ますと、相談相手として身近な人は当然一番多いのですが、ほかにも市役所や例えば弁護士とか警察とかも回答が上がっていますが、実際にそうすると、なかなか敷居が高いんじゃないかなと感じます。他方で、やはり実際に開いている相談窓口とか、相談を受け付けているセクションの認知度がすごく低いという話もさきほどありまして、この辺りは少し課題になるのかなと思います。市の仕事を増やすことにはなりますけれど、できるだけこう何かあった時に受けとめる場所をきっちり作る。そしてできるだけ広く認知していただくというのも大事なかなというのは特に感じたところです。

【韓委員】 1つ目は、例えば「平和の日」とか「平和推進週間」とかは知らなくてもいいんじゃないかなというのがすごく率直な感想です。中身が大事であって、いつ何をやっているのかなどについてはあまりこだわる必要はないのではと思いました。それはあくまで手段であって、そこで行われている中身が伝わることの方がもっと大事なのではないかなと思いました。一方で、相談窓口とかの認知度についてはやはり課題であって、すごく数字が高いわけではないですけど相談する人が身内以外にいないみたいなことも多分絡んできて、やはり、実際にこういうふうに解決したとか、事例が少なくとも、何かしらされているからそこに行ったら解決策を探るだとか、聞いてくれる人がいるとか、やはりそういった、相談窓口の実績をもっと可視化していくところ周知にも繋がるし、そこに行こうと思ってもらうこととすごく繋がってくるのではないかなという気がいたしました。あと、学校教育の話がいくつか出てきていたかと思いますが、もちろん大人の方に対しては学校以外の社会教育が大事なのですが、おそらく日本の今の学校教育の中でも人権や差別についての基本的な教育が足りてないのではと常々大学で教えながら思っているところです。先ほど三井さんも仰ってましたが、やはり若い人に対しての学校教育、これは文科省とかに言うべきことかもしれませんが、でも市で出来ることはあるのではないかなと。学校教育と連携して。そこで、先ほど何とかの日は知らなくてもいいというふうに言いましたが、この審議会のもとにそもそもなっている基本条例についても思ったより知らないという状況となっています。基本条例には今言ったような人権の大切さだったり差別がいけないみたいなことは入っていると思うので、せっかくよい条例を持っているのに有効に活用できていないのではないかなという気が、大変もったいないかなと思います。せっかくなのでその辺をうまく学校教育で生かすとか、事業所とかも研修来て欲しいと言っているので、基本条例の使い方についてはまだまだあるのかなと感じました。あと、この15歳～17歳の調査の「その他」の自由記述ですごく興味深く読んだものの1つに、165ページにある「年配の人は国立市にはそんなことをする

人はいない、国立だからと、意味不明なことを言う人が多い。こんな発想の人が市のトップ近辺にいたら駄目だと思う」というのがありまして、こういう人権の基本条例があって、国立市って意識の高いまちだっていう印象があるけれども、やっぱ若い人がこういうふうに見ているっていうことは、私も含めてここにいる全員だったり市の職員だったり、市長も含めてかもしれませんけど、考えなければいけないところかなと思いました。条例をつくればいいということではなく。そういう意味で、すごく面白い記述だと言いますか、ここは私たちが肝に銘じないと、というふうに感じました。

【炭谷会長】 私も、「その他」の自由記述は興味深い意見が多いなと思って見ていました。これは、全ての意見が掲載されているのでしょうか。あるいは市の方で一定程度の取捨選択がされているのでしょうか。

【事務局】 個人等の特定につながる表現以外、基本的に回答された文言をそのまま全て掲載しています。

【呂委員】 まだ数字の部分しかちょっと見る事ができていなくて、先ほどの事務局の説明を通して理解を深めていたところです。去年、人権出張授業ということで、市内の学校の小学3年生に対して4月に少し話す機会があったのですが、思っていたよりも子どもたちが感想とかで差別とまではいかないんですけども自分と違う考えを持った人も否定しちゃいけないとかそんな素直な感じだったので、思った以上に学校での人権教育とかがしっかりされているのだなあと思いました。私がそこで思ったのは、人権侵害はいけないし差別はいけないんですけども、差別がなくなって人権侵害がなくなったらいい社会なのかって思ったときに、差別はしないけど、隣人に対しての無関心だったり、優しさがなかったり、思いやりがなかったら、それってどうなのかなっていうのを感じました。だから、まず学校教育においては、差別とか人権侵害は言語道断だけれども、同時に、やはり前も言ったんですけどこの国立市のまちづくりの主役は市民の皆さんですっていう、いつかのシンポジウムで前市長がおっしゃっていたのですが、やっぱり子どもたちも幼いときから学校の一員で、社会の一員で、小さいときから助け合うことの大切さとか、隣の子に対する思いやりとかやさしさとか、そういうことを教えてくこともとっても大事ななっていうのも感じました。あと、少し脱線しますが、その出張授業で3つのクラスに入ったのですが、先生の対応でちょっと実はショックを受けたことがありまして、お若いのにこんなに素晴らしい先生がいらっしゃると感じる方がいらっしゃる一方で、他のクラスに入った時に、子どもたち一人一人に感想を言ってもらっていたのですが、おそらく先生とてもお忙しかったのか、ご自身の机で採点か何か別の作業をずっとされていて、子どもの発言が終わったら顔を上げて「はい、次何々さん」って言ってまだご自身の作業に戻ると。やっぱり子どもが一生懸命発言しているのに、それに対する大人の態度というか先生がどうなのかなって思ったことがあります。なので先ほど皆さんおっしゃっていましたが、子どもに対する人権教育とかもちろんのこと、社会に出た後もやっぱり職場でもそうですし、私もそうですし、みんながやっぱり常に学んで、自分を客観的に見つめてやっていかないといけないなと思いました。

【炭谷会長】 差別はしないけれども相手に無関心。これもやはり大きな人権問題なのだろうと思います。そういうものも含めて、国立市の条例は対応していこうと、差別がなければいいというものではないだろうというふうに思っております。1点、私自身、大変よかったなと思ったのは、国立市というのはやはり人権が優れているといえますか最初の方の設問で、人権・多様性・平和のまちだと思うという人の割合が、東京都の調査よりも高い傾向にあると。都の設問は「日本全体」というふうになっていますので、その点は踏まえて比較しなければいけないですが、その点はよかったなと思っています。ただ、その中でもですね、いろいろな人権課題の認知度については、それぞれの分野について必ずしも認知度が高くない。あまり知らない・全く知らないという人が残念ながら多いという点は大変気になりました。これと同じような調査がもし他の自治体なり国でやっていた場合ですね、これを比較してみたいなと思いますし、比較分析していただければありがたいと思います。ただ、いずれにしろ、他の自治体よりも優れていると言っても、個々で見ると様々な問題があるんだろうというふうに思います。この辺りに、1つの我々が推進計画で取り組むべき課題があるのではないかなというふうに思いました。それから先ほどご指摘されたように、「その他」の自由記述が非常にたくさん書いていただきましたので、ある意味大変心強い思いもいたしました。

【三井委員】 先ほど言い忘れたのですが、今までの審議会の中で、人権博物館という話があったと思います。人権について忘れそうなときにそこ行ってみるとか、そういうような中で学びの

繰り返しというのができるような気がするので、やっぱりそういう例を進めるような動きをしていくことが大事かと思いました。

【炭谷会長】 重要な点ですので、計画づくりのところでまた改めてご審議をいただくことになろうかと思います。時間となりましたので、最後に事務局より事務連絡をお願いします。

【事務局】 本日お配りしている報告書の冊子についてはお持ち帰りいただいて構いません。また、お配りしている資料2についてのご説明ができませんでしたが、推進計画に関してこれまでに頂いているご意見をまとめたものになります。この資料を今後も加筆修正していく形で、答申の原形ができてくるかと思っておりますので、これはまた次回以降も追記していきたいと思っております。それから、委員の皆様にお配りしている参考資料1・2につきましては、審議上の参考ということで配布していますが、公表を前提として調査したものではございません。繰り返しになりますが、お取り扱いにご留意いただければと思っております。最後、ご報告になりますけれども、カラー印刷の1枚ものの資料を配布しています。報告となりますけれども、「くにたち人権月間2024」ということで、11月～12月の1か月間実施いたしました。イベントの冒頭には、炭谷会長にもお越しいたきまして、永見前市長との対談ということでお話をいただきました。ありがとうございました。また市にゆかりのある宇梶剛士さんにお越しいたき講演会を行いました。事前申込が多く、お断りするくらい申込をいただきまして、アンケートを見ますと、こういった人権啓発関係のイベントに初めて参加されたという方が多い、広く周知啓発につながる催しとなったのではないかと考えております。また、委員の皆様でも何名かご協力をいただきましていくつか企画を実施したところです。トータルで約1,300人のご参加をいただきました。皆様ありがとうございました。また、1月11日には、新市長のもと、小学生が取り組む人権メッセージと中学生の人権作文の市独自の表彰式を行いました。中学生の人権作文については、今年度、市内の中学生1名が、東京都の最優秀賞にも選ばれ、この表彰式でも発表を行っていただいたところです。そのほか、国立音楽大学附属高等学校合唱部の皆さんに人権・平和という観点で選曲いただいた演奏を行っていただいたり、インクルーシブな合唱団として国内外で広く活動されているホワイテハンドコーラス NIPPON という団体にお越しいたき、「手歌」パフォーマンスを披露いただきました。報告は以上となります。次回の審議会は、3月27日（木）16時半からとなります。

【炭谷会長】 以上で本日の審議会を終了します。ありがとうございました。